

## I 計画策定の趣旨

### 1 地球温暖化問題に対する本県の認識・姿勢 ～徳島県地球温暖化対策推進条例・前文より～

- 地球温暖化は、異常気象及び生態系の変化を引き起こすなど、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼしつつあり、その進行は、人類存続への脅威になるとの認識も国際社会において共有されつつある。  
地球温暖化の原因とされている大気中の温室効果ガスの濃度を、気候系に危険な干渉を及ぼすこととなる水準に安定させ、地球温暖化を防止することが、人類共通の課題となっている。
- 今や人類には、人も生態系の一部として地球環境の中で生かされていけるとの認識の下に、新たに、エネルギー及び資源の消費が少ない（温室効果ガスの排出の少ない）循環型の社会経済活動の仕組みを構築することが求められている。
- こうした地球規模の社会変革は、国際社会や国での粘り強い取組のみならず、県や地域社会による取組さらには事業者や県民一人一人の自主的な取組もまた必要不可欠である。
- 私たちは、常に高い環境意識を持ってそれぞれの生産及び生活の様式を見直し、徳島県の自然的・社会的特色を生かした地球温暖化対策に県民総ぐるみで取り組むことにより、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指す。

### 2 地球温暖化対策の動向

#### (1) 国際社会及び国の動向

- 「気候変動枠組条約（1994年発効）」に基づき、国際的な取組を推進

- 条約の究極的な目的は、地球温暖化問題に対処するため、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととなる水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」である。
- また、そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食料の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができる期間内に達成されるべきである。

- 条約に基づく「京都議定書」において、先進国ごとに、法的拘束力のある数量化された削減約束を規定
  - ・ 先進国全体：少なくとも 5% 削減（1990 年比）
  - ・ 我が国：6% 削減（1990 年比）

- 京都議定書は、「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）：1997年12月京都開催」で採択され、2005年2月発効。
- 議定書は、条約の究極的な目的を達成するための長期的・継続的な排出削減の第一歩。先進国各國は、「2008年から2012年までの第1約束期間」において、上記の削減約束を達成することが求められる。
- また、約束の達成に際しては、吸收源についてもカウントできることとされ、さらに、柔軟措置として京都メカニズムが規定されている。

○我が国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、「京都議定書目標達成計画」を策定

- 京都議定書目標達成計画は、議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、2005年4月、策定、2008年3月、計画全体の改定。

○条約に基づく国際交渉は、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による科学的知見を踏まえ、実施

- 最新のIPCC第4次評価報告書（2007年）
  - ①地球が温暖化していることにはもはや疑う余地が無い。
  - ②その原因は、人為起源の温室効果ガス濃度の増加にあるとほぼ断定する。
  - ③現状の世界の温室効果ガス排出量は自然界の吸収量の2倍を超えており、このまま行くと、今後数十年に渡って引き続き増加するものと考えられる。
- 一方、条約の究極の目的の達成に向け、21世紀末において、「平均温度を産業革命前から2℃以内に抑制」するためには、
  - ・世界全体で、2050年までに、排出量を少なくとも半減（2000年比）
  - ・先進国全体では、80～95%削減（1990年比）
  - ・さらに、先進国全体では、2020年までに25～40%削減（1990年比）が必要である。

○国際社会では、ポスト京都議定書における中長期の削減目標を議論

- 北海道洞爺湖サミット（平成20年7月）、ラクイラサミット（平成21年7月）で議論。「気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）：12月7～18日」でも。
- 【気候変動の問題に係るG8宣言】（ラクイラサミット）
  - ①温室効果ガスについて、世界全体で2050年までに排出量を少なくとも半減するという目標をすべての国と共有することを改めて表明するとともに、先進国全体では80%、またはそれ以上削減（1990年、または、より最近の複数年比）する目標を支持すること
  - ②先進国全体、各国別の中期における力強い削減を行うこと
  - ③気温上昇について、平均温度を産業革命前から2℃以内に抑制すべきとの科学的見解を認識すること
- などを合意。

## ○我が国では、「低炭素社会づくり行動計画」を閣議決定

- ・長期目標（2050年までに）：60～80%削減（2005年比）
- ・中期目標（2020年までに）：15%削減（2005年比）  
【8%削減（1990年比）】

- 行動計画は、北海道洞爺湖サミットを踏まえ、平成20年7月に閣議決定。
- 中期目標については、行動計画における「平成21年のしかるべき時期に国別総量目標を公表」を受けて、平成21年6月、総理大臣が発表。  
この目標は、吸収量、京都クレジットを含まない、「真水」。

## ○我が国の新たな中期目標を総理大臣が表明

- ・中期目標（2020年までに）：25%削減（1990年比）

- 新たな中期目標は、閣僚委員会を経て、平成21年9月、国連気候変動首脳級会合において、総理大臣が表明。  
この目標は、吸収量、京都クレジットを含んだものであるが、その内訳は現在のところ不明。  
目標達成に向けた「施策と工程」が今後明らかにされるものと考えられる。
- その後、平成21年10月、国会において、総理大臣が次のとおり所信表明演説。
  - ① すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築や意欲的な目標の合意を前提として、25%削減するとの目標を掲げ、国際交渉を主導していく。
  - ② 地球と日本の環境を守り、未来の子どもたちに引き継いでいくための行動を、「チャレンジ25」と名付け、国民と一緒に私の政治的リーダーシップのもと、あらゆる政策を総動員し、推進していく。

## （2）本県の取り組み

### ○高い削減目標の設定

本県では、県政運営の指針となる「オンリーワン徳島行動計画」の基本目標の一つとして「環境首都とくしまの実現」を掲げ、地球温暖化防止に向け、国よりも高い温室効果ガス10%削減（2010年において1990年比で）を目標に掲げ、取り組んできたところ。

### ○「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」の策定

この10%削減目標を着実に達成するため、「とくしま地球環境ビジョン」やビジョンの具体的な行動指針となる「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」を策定し、県民・事業者・行政が一体となって、地球温暖化対策に取り組んでいる。

## ○徳島県地球温暖化対策条例の制定

さらに、低炭素社会の実現は、人間の生産及び生活の様式を根底から問い直すものであることから、「ポスト京都議定書」を見据えた長期的な地球温暖化対策を構築することが必要であり、本県の自然的・社会的条件を生かした「県民総ぐるみ」の取組を加速させるため、新たに徳島県地球温暖化対策条例を制定している。

併せて、県民や事業者の取り組みを促進するための、排出削減に向けたわかりやすく、効果的かつ具体的な行動例を示す「徳島県地球温暖化対策指針」を策定し、その普及を図っている。

## 3 計画策定の必要性

- 本県における低炭素社会の実現を効果的に推進するためには、中長期的ビジョンのもと、目標やこのための具体的な施策を明確にし、県民・事業者・行政のすべての主体が共通の認識のもと、県民総ぐるみで、総合的かつ計画的に取り組むことが、今求められている。
- 現行の「とくしま地球環境ビジョン（行動計画編）」の計画期間が2010年までとなっており、また、徳島県地球温暖化対策条例や地球温暖化対策の推進に関する法律において、この度、計画の策定が義務化されたことからも、今後の国の動向等を踏まえ、来年度中に、新たに計画を策定する必要がある。

## II 計画の位置づけ

- 本計画は、徳島県の自然的社会的特色を生かした地球温暖化対策に県民総ぐるみで取り組むことにより、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指すため、本年4月施行の徳島県地球温暖化対策推進条例第7条第1項に基づき、本県の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、知事が定める。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第20条の3第3項では、都道府県等に対し、区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に係る計画の策定を義務づけており、本計画は温対法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」としても位置づける。

### III計画の構成（イメージ）

- ①計画策定の背景、意義
- ②温室効果ガス排出量及び吸収量の現況推計
- ③温室効果ガス排出量及び吸収量の将来推計（目標設定）
- ④温室効果ガス排出抑制等に関する施策
- ⑤推進体制・進捗管理

### IV策定に向けた審議方法その他

- ①徳島県環境審議会への諮問

環境審議会に諮問し、幅広く意見や助言などを求めるものとする。  
また、地球温暖化対策に係る重要事項を所掌事務とする環境政策部会に付議して審議を行う。

- ②パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施し、県民から広く意見を募集する。

- ③シンポジウム等の開催

シンポジウムや意見交換会を、例えば、東部、南部、西部といった圏域ごとに開催し、県民からの意見や要望を取り入れる。